平成２５年（フ）第３４号
岡山県苫田郡鏡野町瀬戸116番地
破産者　竹本　利夫
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第１９３号
釧路市武佐３丁目27番１号
破産者　小椋　一光
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第６６３号
埼玉県入間市黒須１丁目10番33号　水村ハイツ２Ｆ
破産者　竹内　茂雄
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１２９号
東京都三鷹市北野３丁目４番８号
破産者　水落　善之
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３７３号
静岡県沼津市大手町３丁目９番21―1205号
ウィステリア大手町、前住所静岡県沼津市大手町３丁目３番７号
破産者　服部　武夫
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３５７号
広島市中区八丁堀５―22　メゾン京口門801
破産者　下原　光章（旧姓向井）
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５０９号
鹿児島県日置市東市来町湯田1745番地２
破産者　妙円園成子
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第５１０号
鹿児島県日置市東市来町伊作田2018番地４
破産者　鉾之原みな子(開始決定時の姓妙円園)
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第６４６号
大阪府枚方市東香里３丁目29番26号、商業登記簿上の本店所在地大阪市浪速区桜川４丁目４番12号
破産者　大門運輸株式会社
1　破産債権の届出期間　平成26年10月20日まで
2　一般調査期日　平成26年11月17日午後３時30分
平成26年９月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４７号
埼玉県幸手市中３丁目18番６号
破産者　亡千葉澄雄相続財産
1　破産債権の届出期間　平成26年10月22日まで
2　一般調査期日　平成26年12月15日午前10時45分
平成26年９月22日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１９７号
東京都板橋区高島平１丁目21番８号　ランドスケープ高島平401
破産者　加藤　佳孝
1　破産債権の届出期間　平成26年10月24日まで
2　一般調査期日　平成26年11月25日午後１時30分
平成26年９月22日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１９６号
埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野３丁目１番地11　エクセラン202、開始決定時の住所埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏817番地５
破産者　神植　啓友
1　破産債権の届出期間　平成26年10月31日まで
2　一般調査期日　平成26年12月19日午前10時15分
平成26年９月19日
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１４号
京都府京丹後市大宮町河辺427番地の１
破産者　株式会社井野建設
1　破産債権の届出期間　平成26年10月31日まで
2　一般調査期日　平成26年11月21日午後１時30分
平成26年９月24日　京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第３４４号
愛媛県松山市中西外31番地
破産者　有限会社ファイター
1　破産債権の届出期間　平成26年11月７日まで
2　一般調査期日　平成26年12月18日午後３時10分
平成26年９月24日　松山地方裁判所民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第３４号
山口市阿知須3476番地、前住所山口県宇部市上条４丁目３番29―202号
破産者　江本　真治
異議申述期間　平成26年11月12日まで
平成26年９月24日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６５号
山口市吉敷佐畑６丁目４番12号
破産者　倉増　義治
異議申述期間　平成26年11月14日まで
平成26年９月22日
山口地方裁判所民事部破産係

免責審尋期日

平成２６年（フ）第９２６８号
東京都新宿区高田馬場３丁目16―20―301
破産者　渡邉　豊
審尋期日　平成27年１月27日午後１時30分
平成26年９月22日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第２０６８号
東京都杉並区堀ノ内３丁目45番７号
清算株式会社　株式会社エム・ケー・ツー
代表清算人　村井　達
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成２６年（再）第３２号
東京都新宿区西新宿１丁目19番５号
再生債務者　株式会社サンダンス・リゾート
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成26年９月19日
東京地方裁判所民事第20部